

## 14. 果樹病虫害，雑草の防除効果増強を目指して - 広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準（果樹）の改訂 -

### 1. 背景とねらい

新規農薬は，公的研究機関で防除効果，安全性，使用方法及び地域適応性等が試験され，その結果は，農薬登録認可の基礎資料として活用される。農業技術センターでは，新規開発農薬の中から，将来本県で必要と考えられる農薬を対象に試験を実施して関係機関と協議し，広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準（果樹）を改訂して，効率的な防除及び農薬の適正使用を推進する。

### 2. 成果の内容

広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準に果樹対象の農薬として，48 剤(156 対象病虫害・雑草・作物)を新規に採用または適用拡大により追加した。また，11 剤( 53 対象病虫害・雑草・作物)を削除した（表 1）。

採用した主なものは次のとおりである。

- 1) カンキツでは，かいよう病に対する銅シン水剤，ミカンハダニに対するエコピタ液剤（表 2）などを新規に採用または追加した。
- 2) ブドウでは，ハスモンヨトウに対するコテツフロアブルなどを新規に採用または追加した。
- 3) ナシでは，アブラムシ類に対するウララ D F ，黒斑病，黒星病，輪紋病に対するナリアWDGなどを新規に採用または追加した。
- 4) 除草剤は，カンキツ，ブドウ，ナシ，モモ，リンゴの 1 年生雑草および多年生雑草を対象に，ラウンドアップマックスロードなどを新規に採用または追加した。

### 3. 普及上の留意点

新規採用農薬の使用に当たっては，「平成 19 年度広島県病虫害防除基準・除草剤使用基準」を参照する。

（果樹研究部）

#### 4. 具体的データ

表1 平成19年度病害虫防除基準・除草剤使用基準（果樹）における登録農薬の改正面数

	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植物生長調整剤	
	追加	削除	追加	削除	追加	削除	追加	削除
果樹類	0	0	3	0	2	0		
落葉果樹	0	0	1	0				
カンキツ	2	6	18	0	3	5	3	0
ビワ	1	0	2	0	0	2		
ブドウ	1	0	3	0	2	4	0	0
ナシ	5	1	13	1	3	5	0	0
カキ	4	1	12	0	0	5	1	0
モモ	5	0	9	2	3	5	0	0
リンゴ	19	0	6	0	4	5	0	0
クリ	0	0	1	0	0	5		
小粒核果類(ウメ,スモモ,アンズ)	0	0	0	0				
ウメ	5	0	3	1	0	5		
スモモ	0	0	0	0			0	0
イチジク	3	0	3	0	0	0	0	0
キウイフルーツ	0	0	0	0			0	0
合計	45	8	74	4	17	41	4	0

注1) 数値は1農薬1対象(病害虫・雑草・作物)でカウントした。

注2) 主な削除理由は登録失効, 剤型変更, 流通量減少による。

表2 ミカンハダニに対する防除効果(2000年)

供試薬剤	希釈倍率	100葉当たり雌成虫数(頭)						防除効率	薬害(葉)
		散布前	3日後	10日後	21日後	30日後	41日後		
エコピタ液剤	100倍	137	5	2	1	1	13	100	-
(対照) パロックフロアブル	3000倍	134	42	6	3	3	1	99	-
無散布	-	135	176	315	210	347	523	-	

品種：興津早生，樹齡16年生ポット植え

散布日：9月16日，9月26日（2回連続散布）